

## ・ 情報公開条例解釈運用基準

## 第1条（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市の保有する情報の公開を求める権利について必要な事項を定めることにより、市民の知る権利を保障し、市民と市の信頼関係を深め、市政への市民参加を促進し、もって公正で開かれた市政の実現を図ることを目的とする。

### 【趣 旨】

本条は、この条例の目的を明らかにしたもので、本市の情報公開制度についての基本的な考え方を示したものである。

### 【解 釈】

- 1 本条は、この条例の目的を明らかにしたもので、第3条の「実施機関の責務」とともに条例の解釈及び運用の指針となるものである。したがって、条文の解釈及び運用は、常にこの目的に照らして行わなければならない。
- 2 「市民の知る権利」とは、あくまで抽象的なものとして位置付けられ、一般的には、市民が当然に有している、市政に関する情報の公開を求める権利として意味される場合が多い。そこで本市の場合は、情報公開制度が市政に対する市民の参加の促進、市政の向上に資することを目的とするのであれば、市が保有する情報を市民が速やかに知り得るように、この条例により「知る権利」を保障することを本条例の基本的な理念としている。
- 3 「地方自治の本旨」とは、憲法第92条において地方自治の基本的理念をあらわす言葉として使用されている。国の情報公開法案は国民主権を前面に打ち出しており、これは自治体の条例の中では地方自治に置き換えられる。そこで本市では、「知る権利」と平行して憲法で定める「地方自治の本旨」をも明記することとした。
- 4 「市民と市の信頼関係を深め、市政への市民参加を促進し」とは、市民の求めに応じ市政に関する情報を公開することにより、市民の市に対する理解を深め、その信頼と協力が得られるようにし、さらに、市政への市民参加をより一層推進しようとするものであり、この条例により実現しようとする直接の目的である。
- 5 「公正で開かれた市政の実現を図る」とは、地方自治の理念に基づく市民本位の公正で開かれた市政を市民の協力のもと発達させようとするものであり、この条例により実現しようとする究極の目的である。

### 【運 用】

公文書の公開は、市民の開示請求権に基づいて行われるものであって、市が従来から行っている任意の情報提供とは本質的に異なるものである。しかし、公文書の公開は、市民が請求すれば、市は原則としてその保有するすべての情報をありのまま公開しなければならないことを義務付けた点で大きな意義があるが、市が管理している文書をそのまま公開するものであって、市民にとって容易に理解しやすいものではない面をもっている。

一方、情報提供は、市が市民にとって必要と認めた情報を広報媒体等を通じて任意に提供す

るものであり、分かりやすい形に整理したり、説明を加えたりして多くの市民に理解しやすいものとして提供できる利点をもっている。

このように、公文書の公開と情報提供とは、それぞれ独自の機能を分担して相互に補完しあうものであり、情報公開制度の実施に当たっては、両者が一体となって「車の両輪」のように運用されることが重要である。

## 第2条（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。
- (3) 公文書の公開 公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

### 【趣 旨】

本条は、この条例における中心的な用語である「実施機関」、「公文書」及び「公文書の公開」について定義したものである。

### 【解 釈】

#### 第1号関係

1 「実施機関」とは、この条例に基づき公文書の公開を実施する機関をいい、本市においては、地方自治に基づいてそれぞれ独自の所掌事務の管理及び執行権限を有する市長、委員会、委員、及び議会を実施機関とした。また、実施機関には実施機関の組織規則などにより定められている各部課、出先機関及び教育機関の全体を含むものである。

なお、本市水道部は、地方公営企業法に基づく水道事業管理者の補助機関であるが、同法第8条第2項には「管理者を置かない地方公共団体においては、管理者の権限は、地方公共団体の長が行う」と規定されていることから、本号「市長」としての実施機関に含めるものとする。

2 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置された執行機関の附属機関（各審議会、審査会等）も当該実施機関に含まれる。

3 市の外郭団体である塩竈市土地開発公社等は、市とは別の法人格を有しており、これらの団体が管理している文書、図画等は、本条例の対象とはならない。ただし、これらの団体が作成した文書、図画であっても、実施機関に提出又は提供され、管理しているものについては、この条例の対象とする公文書となる。

#### 第2号関係

1 「公文書」とは、公開請求の対象となる公文書概念を明らかにしたものであり、公文書の範囲を限定したものである。

2 「実施機関の職員」とは、第1号に規定する実施機関が職務上指揮監督権を有するすべての職員をいう。

3 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が職務又は権限の範囲内において作成し、又は取得したという趣旨である。

なお、「職務」には、国等が法律又はこれに基づく政令により、実施機関に委任された事務（機関委任事務）及び地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務を含むものである。

4 「文書、図画、写真、フィルム（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録」とは、この条例の対象となる公文書の範囲を情報の記録媒体の面から定めたものであり、具体的には次のとおりである。

(1) 「文書」とは、文字又は文字に代わる可読的符号を用いて、ある程度永続すべき状態において、意思、観念、認識又は事実の表示を記載したものをいい、具体的には、起案文書、供覧文書、復命書、台帳、帳簿類等がある。

(2) 「図画」とは、記号又は線等の象形を用いて表現されたものをいい、具体的には、地図、図面、設計図、ポスター等をいう。

(3) 「写真」とは、ネガフィルム等から印画紙に焼き付けられたものをいい、文書の資料として添付又は貼付されている場合、原則として公文書の一部としてこれに含まれる。

(4) 「フィルム」とは、ネガフィルム、幻燈用スライドフィルムのことをいう。

(5) 「マイクロフィルム」とは、保存を目的に(1)から(4)を撮影したものをいい、文書又は図画の原本に準ずるものとして公文書に含まれる。

(6) 「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録）」とは、磁気テープ、磁気ディスク、録音テープ等をいう。

5 「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの」とは、作成又は取得した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態で、各実施機関が文書管理規程等に基づき公的に支配していることをいう。

したがって、職員が自己の執務の便宜のために利用している公文書の写しや、職員の個人的な検討段階にとどまる資料、あるいは職員が個人的に作成し、又は取得したメモ等は、これにあたらぬこととなるが、他の公文書に添付された場合は公文書に該当する。

### 第3号関係

「公文書の公開」とは、実施機関が公開請求しようとするもの（以下「請求者」という。）に対して、公文書を閲覧に供し、又はその写しの交付を行うことをいう。具体的には、次のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 公文書の閲覧

(2) 公文書の写しの交付

(3) 公文書の閲覧及び写しの交付

### 【運用】

本条第2号は、この条例の対象となる公文書の範囲を定めたものであり、当該公文書を公開するか否かは、当該公文書の内容が第10条各号に規定する情報に該当するか否かの判断によるものである。

### 第3条（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の知る権利を十分尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

#### 【趣 旨】

本条は、情報公開制度における実施機関の責務を規定したものであり、第1条の規定とともに、条例全体の解釈及び運用の基本を定めたものである。

また、本条は、第4条の規定（利用者の責務）とあいまって、情報公開制度を市民と市が一体となって推進すべき旨をも意味している。

#### 【解 釈】

- 1 「この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の知る権利を十分尊重する」とは、条例の解釈及び運用に幅がある場合や疑義がある場合には、市民の権利を尊重する立場に立って判断することを定めたものである。
- 2 「個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない」とは、公開を原則とする情報公開制度のもとにおいても、個人のプライバシーは最大限に保護されるべきであり、思想、心身状況、病歴、学歴、財産状況そのほかの個人に関する一切の情報は、正当な理由なく公にされることがあってはならないことを、実施機関に対して求めたものである。
- 3 「個人に関する情報」とは、第10条第2号に規定する事項を指すものである。

## 第4条（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に用いなければならない。

### 【趣 旨】

本条は、この条例に基づき公文書の公開を受けたものが、それによって得た情報を適正に使用することを責務として定めたものである。

### 【解 釈】

- 1 本条は、この条例に基づきこの制度を利用するものの責務を規定したものであり、利用にあたっての適正な権利行使を求めたものである。
- 2 「この条例の目的に即して」とは、第1条に掲げる本条例の目的に従ってという趣旨である。
- 3 「適正に使用しなければならない」とは、この条例の目的及び社会通念上の良識に従って使用しなければならないということであり、得た情報を濫用して他人の権利や利益を侵害したり、その他この条例の目的に反して使用してはならないという趣旨である。

### 【運 用】

- 1 実施機関は、公文書の公開をする場合、請求者に対し、公文書の公開によって得た情報を適正に使用するように指導するものとする。
- 2 実施機関は、公文書の公開によって得られた情報が不適正に使用され、又は使用されるおそれが認められるときは、当該情報の利用者に対し適正使用を指導し、又は使用の中止を要請するものとする。
- 3 実施機関は、公文書の公開によって得られた情報を適正に使用しなかったものから、再度の公開請求があったときは、本条の規定により、以後、権利の濫用がないよう徹底した指導を行うものとする。

## 第5条 （公開請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

## 第6条（公文書の公開の請求手続）

第6条 前条の規定により公文書の公開を請求しようとするものは、実施機関に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 公文書の件名、内容又は請求に係る公文書を特定するために必要な事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

### 【趣 旨】

本条は、公文書の公開についての具体的な請求手続を定めたものであり、公開請求をしようとするものは、本条各号に定める事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

### 【解 釈】

- 1 公開請求は、請求者の権利行使としての公開の決定という行政処分を求める申請手続であつて、文書により事実関係を明確にし、後日の紛争を防止する等、正確な手続の必要性から、請求は書面により行うものとする。したがって、口頭、電話等による請求は認められないものである。
- 2 「特定するために必要な事項」とは、公文書の件名を記載することが望ましいが、それができない場合は、実施機関の職員が請求に係る公文書を特定できる程度の具体性が必要である。
- 3 請求書の様式は、塩竈市情報公開条例施行規則（以下「施行規則」という。）第3条に規定する「公文書公開請求書（様式第1号）」によるものとする。
- 4 「実施機関が定める事項」とは、公文書公開請求書の「公開方法の区分」、「請求者の区分」及び「その他必要な事項」である。

### 【運 用】

公文書の公開の請求手続に関する具体的な事務の内容については、「公文書の公開に関する事務取扱要綱」のとおりである。

## 第7条（公文書の公開の請求に対する決定等）

- 第7条 実施機関は、前条の請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に、公開の請求に係る公文書の全部若しくは一部を公開する旨の決定(以下「公開決定」という。)、公開しない旨の決定、第13条の規定により公開の請求を拒否する旨の決定又は公開の請求に係る公文書を保有していない旨の決定(以下「公開決定等」という。)をしなければならない。
- 2 実施機関は、公開決定等をしたときは、前条の請求書を提出したもの(以下「請求者」という。)に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。ただし、請求書の受理後直ちに公開する場合は、この限りでない。
  - 3 実施機関は、請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定以外の公開決定等をしたときは、前項の書面にその理由を付記しなければならない。この場合において、当該公開しない旨の決定をした公文書が、期間の経過により公開することができ、かつ、その時期を明示することができるときは、その旨を併せて付記するものとする。
  - 4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、前条の請求書を受理した日の翌日から起算して45日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

### 【趣 旨】

本条は、公文書の公開請求を受けた実施機関が行う公文書の公開決定等及びその通知に関して、その内容及び手続について定めたものである。

### 【解 釈】

#### 第1項関係

- 1 実施機関が行う公開請求に係る公文書の公開決定等は行政処分であることから、当該決定の通知は書面により行うこととし、また、その通知は、迅速に行われることが望まれることから、請求を受けた日の翌日から起算して14日以内としたものです。
- 2 「請求書を受理したとき」とは、第6条に規定する必要事項が記載されている請求書を受理した日をいい、行政手続法の施行により情報公開の総合窓口である情報公開コーナーで受付した日をもって、受理した日として取り扱わなければならないものである。
- 3 「受理した日の翌日から起算して14日以内」とは、請求書を受理した日の翌々週の同じ曜日までをいい、当該満了日が市の休日（塩竈市の休日を定める条例（平成元年塩竈市条例第12号）第1条第1項の各号に規定する市の休日をいう。）に当たるときは、その翌日をもって満了日とする。また、実施機関は、この期間を極力短くするよう努めなければならない。

#### 第2項関係

- 1 「書面により通知しなければならない」とは、実施機関の決定は行政処分であり、前条と同一の趣旨から書面により行わなければならないものである。

なお、決定通知書の様式は、施行規則第4条第1号から第3号及び第5号から第6号に規定する「公文書公開決定通知書(様式第2号)」、「公文書部分公開決定通知書(様式第3号)」、「公文書非公開決定通知書(様式第4号)」、「公文書の存否を明らかにしない決定通知書(様式第6号)」、「公文書不存在決定通知書(様式第7号)」によるものとする。

- 2 「請求書の受理後直ちに公開する場合は、この限りでない。」とは、公開の請求のあった当該公文書が、過去の公開請求で公開したもの(部分公開であったものを除く。)であるときは、請求書の受理後直ちに公開するものとし、この場合にあっては、書面による通知は不要とする。

#### 第3項関係

- 1 公文書の一部を公開する旨の決定、公開しない旨の決定をした場合は、第10条各号の規定のいずれに該当するのか、具体的理由を記載した通知書によって、また、第13条の規定により開示請求を拒否する旨の決定をした場合や、開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定をした場合についても開示請求者に具体的に理由を記載した通知書によって、通知しなければならないことを実施機関に義務付けたものである。
- 2 通知書に記載すべき非公開理由は、単に「第10条第何号に該当するため」との記載では不十分であり、「公開の請求のあった公文書には、何々が記録されており、これを公開すると何々に著しい支障を生ずると認められるため、第10条第何号に該当する」等のように請求者においてその理由が明らかに理解できるよう、より具体的に記載しなければならない。
- 3 「期間の経過により公開することができ、かつ、その時期を明示することができる」とは、非公開の決定をする時点において、将来的に第10条各号に該当する事由が消滅し公開できることが、おおむね1年以内に確実であり、かつ、その期日を明示できる場合をいう。

なお、この期日の明示は、公文書の公開ができるようになる時期を教示するものであり、その期日に公文書の公開を行うことを意味するものではないため、請求者は、その期日以後に改めて公文書の公開を請求しなければならないものとする。

#### 第4項関係

- 1 「やむを得ない理由」とは、次のような場合が考えられる。
  - (1) 公開請求に係る公文書が大量であり、又はその内容が複雑であるため、期間内に公開・非公開の決定をすることが困難であるとき。
  - (2) 裁判や国の監査等のため、公文書を市以外の機関へ提出中の場合で、期間内に公開・非公開の決定をすることが困難であるとき。
  - (3) 年末年始等執務を行わない時期に当たり、期間内に公開・非公開の決定をすることが困難であるとき。
  - (4) 天災・事故等の発生による突発的な業務の増大のため、期間内に公開・非公開の決定をすることが困難であるとき。
  - (5) その他合理的な理由により、決定期間内に公開・非公開の決定をすることが困難であるとき。
- 2 延長の通知の様式は、施行規則第4条第4号に規定する「決定期間延長通知書(様式第5号)」によるものとする。

## 第8条（第三者照会）

- 第8条 実施機関は、公開決定等をする場合において、公開の請求に係る公文書に国、独立行政法人等、本市以外の地方公共団体及び請求者以外のもの(以下この条、第15条第4項及び第16条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、当該情報に係る第三者に対し、公開の請求に係る公文書の表示その他実施機関が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定等に先立ち、当該第三者に対して、公開の請求に係る公文書の表示その他実施機関が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公開することが必要と認められるとき又は第10条第3号のただし書の情報に該当すると認められるとき
- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第12条の規定により公開しようとするとき
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも30日を置かななければならない。この場合において、実施機関は、公開決定の後直ちに、当該意見書(第15条第4項第3号において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

### 【趣 旨】

本条は、公開請求に係る公文書に国、独立行政法人等、本市以外の地方公共団体及び公開請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合における当該第三者に対する意見書提出の機会の付与等、争訟の機会の確保について定めたものである。

### 【解 釈】

#### 第1項関係

意見書の提出の機会の付与は、公開請求のあった公文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者の意見を聴取し、その結果を決定の際の参考とすることにより、当該公文書に対する公開決定等の判断の適正を期することを目的とするものであり、実施機関に第三者の意見を聴くことを義務付けるものではなく、また、第三者の意見に拘束されるものでもない。

#### 第2項関係

- 1 本項は、第三者に関する情報が記録された公文書に人の生命、健康、生活又は財産の保護又は公益上特に必要があると認められる情報が記録されているときは、関係者との調整の必要性が認められるため、実施機関は、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならないこととしたものである。

また、実施機関の決定が第三者の意見に拘束されるものでないことは、第1項の場合と同

様である。

- 2 「当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。」とは、同項が意見書を提出する機会の付与を義務付けており、実施機関が合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在を探知できない場合に、手続きが進まなくなることを避けるためのものである。

### 第3項関係

- 1 第3項を適用する場合を、「前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合」に限定したのは、第1項又は第2項の規定により第三者に意見書を提出する機会を付与した場合であっても、当該第三者が開示に反対の意思を表示しないときは、当該第三者に対して事前の争訟の機会を確保する必要はないためである。
- 2 「公開決定等の日と公開を実施する日との間に少なくとも30日を置かなければならない。」とは、開示請求者の開示を受ける権利と第三者の争訟の機会を確保とを調整し、開示を実施する日までの期間を明確にしたものである。

なお、実施機関の開示決定等に不服がある場合の不服申立期間は、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内となっているが、「30日」としたのは事前に当該第三者に意見書の提出の機会を与えていることを踏まえたものである。

## 第9条（公文書の公開の方法等）

第9条 公文書の公開は、実施機関が第7条第2項の通知により指定する日時及び場所において行い、文書又は図面については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別及び情報化の進展状況を勘案して実施機関が定める方法により行う。

2 実施機関は、公文書を直接閲覧に供することにより、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるときは、当該公文書に代えてその写しを閲覧に供することができる。

3 公開決定等に基づき公文書の公開を受けるものは、第7条第2項に規定する通知があった日から60日以内に公開を受けなければならない。ただし、当該期間内に公開を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

### 【趣旨】

本条は、公文書の公開を決定した場合における公文書の公開の実施方法等を定めたものである。

### 【解釈】

#### 第1項関係

公文書の公開は、前条に規定する書面（「公文書公開決定通知書」及び「公文書部分公開決定通知書」）により指定する日時・場所において行うものとする。

#### 第2項関係

1 本項は、公文書の公開は原本により行うこととされているが、「公文書が汚損され、又は破損するおそれがあると認めるときそのほかの相当の理由があるとき」は、原本によらず当該公文書を複写したものをもってこれに代えることができることとした。

2 「公文書が汚損され、又は破損するおそれがあると認めるとき」とは、次のような場合が考えられる。

（1）同一の公文書に対する公開請求が常時あるとき

（2）公文書の形態又は形状から判断できるとき

3 「その他相当の理由があるとき」とは、次のような場合が考えられる。

（1）日常の業務に頻繁に使用する公文書で、原本を公開することにより業務に支障が生じると認められるとき

（2）部分公開を行う場合で、公開しない部分を除いて公開することが、原本によっては困難であるとき

（3）その他行政の円滑な執行を確保する必要があるとき

#### 第3項関係

1 本項は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開する旨の決定を受けた者は、当該決定通知を受けた日から60日以内に公開を受けなければならないことを義務付け、当該期間内に公開を受けなかった場合には、公開決定により付与された公文書の公開を受ける権利は失効し、公開を受けることができなくなることについて定めたものである。

これは、公開決定は、当該決定を行う時点における公文書に対する判断結果であるが、当時の公開決定の判断が、公開実施時点では変化している場合もあることを考慮したものである。

当該期間を経過したときは、公開を受けるためには、再度、公開請求を行うことが必要になる。

なお、当該期間の起算日は、通知のあった日の翌日からであり、当該期間の末日が休日（塩竈市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日をいう。）に当たるときは、その翌日をもって満了日とする。

- 2 「通知があった日から60日以内に公開を受けなければならない」こととしたのは、公開決定に係る公文書の内容、取扱い、判断等が、公開時点と異なることにはならない相当の期間と考えられるとともに、公開決定通知を受けた者の争訟機会の確保を考慮したものである。
- 3 「当該期間内に公開を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りではない」とは、期間を制限して確保する利益と公開決定通知を受けた者の公開を受ける権利利益との調整を図り、機関内に公開を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、60日経過後であっても公開を受けることができることとしたものである。60日経過後に公開の実施について申出があった場合は、実施機関は、期間内に公開を受けることができなかったことについての正当な理由の有無の審査をし、正当な理由があると認められるときは、公開を実施する。

また、「正当な理由」とは、災害、疾病など社会通念上相当と認められる理由がある場合をいう。

#### 【運用】

- 1 公文書の公開の方法等に関する具体的な事務の内容については、情報公開事務取扱要綱のとおりである。
- 2 実施機関は、公開決定を受けた者から何ら連絡もなく、公開を受けに来庁しないような場合であっても、期間内に公開を実施することができるよう、公開決定を受けた者に連絡又は通知するなど円滑な公開の実施に努めなければならない。また、実施機関は、60日以内に正当な理由があるか否かを可能な限り確認しておく必要がある。

## 第10条（公開しないことができる公文書）

第10条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書を公開しないことができる。

### 【趣 旨】

- 1 本条は、公開を原則とする情報公開制度の例外として、実施機関が公開をしないことができる公文書の範囲（以下「非公開事項」という。）を定めたものである。
- 2 本条は、市民の知る権利と他の保護法益との調整を図るための規定である。

### 【解 釈】

- 1 公文書の公開制度においては、実施機関の保有する情報はすべて公開することが原則となるが、実施機関の保有する情報の中には、公開することにより個人のプライバシーを侵害するもの、あるいは行政の公正又は適正な運営に支障をきたすおそれのあるもの等も含まれており、原則公開とする情報公開制度のもとにおいてもその性質、内容、目的等から非公開とせざるを得ないものがある。

本条は、このような原則公開の例外として非公開事項をあらかじめ定めることにより、実施機関に公開しないことができる権限を与えたものである。

なお、このことは、本条各号に該当する情報であっても、保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、裁量判断により情報を公開することができることを意味しているものである。

- 2 この非公開事項は、この条例で保障される「公文書の公開を請求する権利」を制限するものであることから、あらかじめ、できる限り限定的、かつ、明確に定めなければならないものである。
- 3 本条各号においては、実施機関の保有する情報のうち公開しないことができる情報について類型化が可能なものはできる限り類型化し、非公開事項として次の7項目としたものである。

第1号 法令秘に関する情報

第2号 個人に関する情報

第3号 法人等に関する情報

第4号 公共の安全と秩序に関する情報

第5号 国等との協力関係に関する情報

第6号 意思形成過程に関する情報

第7号 事業執行過程に関する情報

} 行政運営情報

### 【運 用】

- 1 この条例による公開義務は、請求者と実施機関との関係において公文書を公開するか否かの問題であり、一方、地方公務員法第34条第1項の守秘義務は公務員の服務規律を定めた

ものであり、両者はその趣旨及び目的を異にしている。

したがって、本条と守秘義務とはその対象となる情報について重なる場合が多いが、当然にすべてが一致するものではなく、本条各号に該当する情報が守秘義務の対象となるか否かについては、個別具体的な事案ごとに判断していくものとする。（なお、本条各号に該当せず公開される情報については、これを公開しても守秘義務に違反しないと考えられる。）

- 2 地方自治法第100条第1項に規定する議会の調査権，記録の提出請求，民事訴訟法第312条に規定する文書提出義務，弁護士法第23条の2第2項に規定する弁護士会からの必要事項の報告要求，刑事訴訟法第197条第2項に規定する捜査に関する必要事項の報告要求等のように，法令の規定により実施機関に対して公文書の提出又は閲覧等を要求される場合がある。これらの要求は，情報公開による請求とは異なるので，本条各号に該当するか否かをもって当該要求に応じるかどうかを決定することはできない。

したがって、これら要求の根拠となる法令の趣旨，目的，求められている公文書の内容，求めに応ずることにより生ずる支障等を総合的に判断して個々具体的に決定をすべきものとする。

- 3 本条各号に該当すると考えられる情報が記録されている公文書について，常に全部が公開できないものと固定的に考えるのではなく，部分公開あるいは時限公開（時間の経過により公開が可能なもの）となる場合もあり得ることに注意する必要がある。

## 第10条第1号（法令秘に関する情報）

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、公開することができないとされている情報

### 【趣 旨】

本号は、法令等により公開することができないとされている情報が記録されている公文書は、公開しないことができることを定めたものである。

### 【解 釈】

- 1 条例は地方自治法の定めにより、法令に違反しない限りにおいて制定することができるとされている。したがって、すでに法令等の定めるところにより非公開とされている情報については、本条例においても非公開としたものである。
- 2 「法令」とは、法律、政令、省令その他の命令をいい、国等からの通知・通達等は含まない。なお、機関委任事務に係る国からの通達等で非公開の指示があるものについては、本条第5号の「国等との協力関係に関する情報」の規定を適用するものとする。
- 3 「条例」とは、本条例以外で制定された市の条例をいい、この委任を受けた条例施行規則も含まれる。

また、他の条例の定めるところにより非公開とされている情報については、本条例と他の条例が一般法と特別法との関係であるため、当該他の条例が優先され、本条例においても非公開とするものである。

- 4 「公開することができないとされている情報」とは、公開することができないことを明らかに定めている場合はもとより、法令等の趣旨、目的からみて公開することができないと判断されるものをいい、このような情報としては次のようなものが考えられる。
  - (1) 明文の規定により公開が禁止されている情報
  - (2) 個別法の規定に基づき守秘義務が課せられている情報
  - (3) 目的外使用が禁止されている情報
  - (4) その他法令等の趣旨及び目的から公開することができないと認められる情報

### 【運 用】

- 1 地方公務員法第34条及びその他個別法の規定においては、守秘義務の範囲が必ずしも明確ではないこと、また、その趣旨が服務規律の要素が強いことから、この法令秘情報に該当するか否かの判断に際しては、実質的理由を勘案し、守秘義務があることのみを根拠として非公開としないものとする。
- 2 本号に該当すると考えられる情報の分類及び例示は、次表のとおりである。

第1号（法令秘に関する情報）に該当し、非公開と考えられる情報の具体例

分 類	根 拠 法 令	公開できないとされている情報
明文の規定により公開が禁止されている情報	塩竈市印鑑条例第20条	印鑑登録原票その他印鑑の登録又は証明に関する書類 印鑑登録原票，印鑑登録申請書，印鑑登録証交付申請書，登録廃止・忘失届
	著作権法第21条	著作物を複製する権利の専有
個別法の規定に基づき守秘義務が課せられている情報	地方税法第22条	地方税に関する調査に関する事務に従事した者が，その事務に関して知り得た秘密 市県民税申告書，給与支払報告書，課税台帳，評価調査書，滞納整理簿
	住民基本台帳法第35条	住民基本台帳に関する調査に関する事務に従事した者が，その事務に関して知り得た情報
	結核予防法第62条	法の規定による健康診断，ツベルクリン反応検査，予防接種若しくは精密検査の実施に従事した者等が，その実施又は職務執行に関して知得した医師の業務上の秘密又は個人の心身の欠陥その他の秘密
	統計法第19条の2	指定統計調査に関する事務に従事する者又は統計調査員等が，その職務執行に関して知り得た人又は法人等の秘密に属する事項
	労働安全衛生法第104条	健康診断の実施の事務に従事した者が，その実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密 職員健康診断個人票
	公職選挙法第227条	選挙事務に関係のある者が，職務執行に関して知り得た選挙人の投票した被選挙人の氏名
	医療法第72条	診療録又は助産婦録の検査に関して知り得た医師，歯科医師又は助産婦の業務上の秘密又は個人の秘密
	刑法第134条	医師，薬剤師，薬種商，産婆，弁護士，弁護人又は公証人等が，その業務上知り得た人の秘密 診療録（カルテ），処方箋
	臨床検査士，衛生検査技師等に関する法律第19条	その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密
	視能訓練士法第19条	その業務上知り得た秘密
	理学療法士及び作業療法士法第16条	その業務上知り得た秘密
	性病予防法第29条	医師が，性病にかかっているかどうかに関する健康診断又は性病の治療に際して知得した人の秘密

	薬事法第86条	薬事法に基づいて得た他人の業務上の秘密
	歯科衛生士法第13条の5	歯科衛生士が、その事務上知り得た秘密
	中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令第2条	中小企業指導従事する者等が、その職務上取り扱ったことに関して知り得た秘密
	塩竈市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例第4条	電子計算組織により、個人情報に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知り得た個人の秘密
目的外使用が禁止されている情報	統計法第15条	指定統計を作成するために集められた調査票 指定統計調査票
	栄養改善法第6条	国民栄養調査のために徴した調査票
その他法令等の趣旨及び目的から公開することができないと認められる情報		

## 第10条第2号（個人に関する情報）

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の定めるところにより、何人も閲覧することができるとして  
いる情報

イ 公表することを目的として作成され、又は取得された情報

ウ 公開することが予定されている情報

エ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出その他これに相当する行為に際して作成され、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

オ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

### 【趣旨】

本号は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

### 【解釈】

1 個人情報に関する情報を非公開情報として保護するに当たっては、大きく「個人識別型」と「プライバシー保護型」に分類される。しかしながら、「プライバシー」という概念の具体的な内容及び該当する情報の範囲は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではない。

そこで、本号本文では、一般に、特定の個人が識別され得る情報を公開すると、「プライバシー」を中心とする個人の正当な権利利益を害するおそれがあるという観点から、「個人識別型」を基本として非公開情報を定め、その中から公開すべきものを除くという手法を取ることとした。

本号ただし書は、「公文書の公開を請求する権利」との関係において法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報等、従来から公開されていた情報や公益上必要と認められる情報については、公開することができるとしたものである。

2 「個人に関する情報」としては、次のようなものが考えられる。

(1) 戸籍、身分に関する情報(氏名、性別、生年月日、本籍など)

(2) 経歴に関する情報(学歴、職業、職歴など)

- (3) 心身に関する情報(心身障害, 疾病, 健康状態など)
- (4) 能力, 成績に関する情報(学業成績, 勤務成績など)
- (5) 思想, 信条等に関する情報(思想, 信条, 信仰, 宗教など)
- (6) 財産, 収入状況に関する情報(資産, 所得など)
- (7) その他個人生活に関する情報(家庭状況, 居住状況など)

3 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については, 当該公文書の内容から個人の尊厳に関わるものを保護しようとする本号とは別の問題であり, 本条第3号において判断することとし, 個人に関する情報から除外した。

4 「特定の個人が識別され, 又は識別され得る」とは, 当該公文書の内容からその情報が誰についての情報であるかが分かる場合をいい, 次のような情報が考えられる。

- (1) 氏名, 住所等が記録されていて直接的に特定の個人が識別されるもの
- (2) 部分公開(第11条)の趣旨から氏名, 住所を非公開にしたとしても, それ以外の部分の情報から特定の個人が推測できるもの
- (3) 直接特定の個人を推測できないが, 他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得るもの

したがって, 個人に関する情報であってもそれが誰の情報であるか識別できないものについては, 特段プライバシー侵害につながらないことから公開するものである。

5 本号ただし書は, 「プライバシーの保護」と「公文書の公開を請求する権利」の調和を図るため, 法令等の規定により従来から公開されている情報及び公益上の必要から公開が求められる情報については, 公開することができるとしたものである。

#### (1) ただし書ア

法令等の定めるところにより, 何人でも閲覧することができる情報は, この制度においても公開することができるとしたものである。

「何人も閲覧することができる」とは, 必ずしも全ての人が閲覧することができる場合に限定するものではなく, 例えば, 県民あるいは市民・住民であれば閲覧することができる場合のように, 法令又は条例が公にする趣旨の場合をいう。

なお, 法令等で「何人」と規定されていても, 住民基本台帳法(第11条第1項に対する第4項の規定), 戸籍法(第10条第1項に対する第3項)のように, 請求目的等が制限されている場合は, 実質的には何人にも閲覧(又は写しの交付)を認めるという趣旨ではないと解されているので, この規定には該当しないものである。

#### (2) ただし書イ

「公表することを目的として作成され, 又は取得された情報」は, 公開してもプライバシーの侵害に該当しないと考えられることから, そのような情報については, 公開できるものとしたものである。

なお, このような情報としては, 次のようなものが考えられる。

- ア 公表されることを前提として本人から任意に提供された情報
- イ 公表されることについて本人が同意している情報
- ウ 個人が自主的に公表した資料等から何人でも知ることができる情報
- エ 従来から公表されており, 今後とも公開しないこととする理由のないことが明ら

## かな情報

### (3) ただし書ウ

一般に公表することが予定されている情報であり、これを公開しても、一般に個人のプライバシーを侵害するものではないと認識される情報又は個人のプライバシーを侵害するものであるとしても、受忍すべき範囲内にとどまると考えられるものが該当するものである。例えば、被表彰者の氏名、市主催で行われる懇談会等に出席した相手方の職・氏名などがこれに当たるものである。

### (4) ただし書エ

法令等の規定に基づく許可、免許、届出等にして作成され、又は取得された情報の中には、市民の生命、身体、生活等を保護その他公共の安全の確保のため、公開することが公益上必要と認められる情報があり、これらの情報は、公開することができるものである。

### (5) ただし書オ

「個人識別情報型」の規定において、当該個人が公務員の場合でも、民間人と同様に個人情報保護される。しかし、公務員の職務活動に係る情報であるときは、民間人と異なって、一定の個人情報を公開すべき場合がある。

国の法律では、「当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が例外的に公開される公務員情報として規定されている。

したがって、本市の場合においても、個人が公務員の場合において、情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、所属、職名、氏名等は例外的に公開することとする。

## 【運用】

1 本号は、個人情報が記録された公文書は、当該本人にも非公開とする趣旨である。したがって、当該本人から請求があった場合、あるいは本人以外のものが本人の同意を得て請求した場合であっても、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであれば、本人以外のものからの請求と同様に非公開とするものである。

その理由としては、請求者がだれであっても、同様の請求があった場合は規定に基づき同様な判断をしなければならない(たとえば、本人から自己の情報の請求があり、それが公開と決定された場合、他の人からもその情報の公開を請求されたときは、公開しなければならない)。という考え方が、情報公開の趣旨にあるからである。

2 本号に該当すると考えられる情報の分類及び例示は、次表を参照のこと。

第2号（個人に関する情報）本文に該当し、非公開と考えられる情報の具体例

大分類	小分類	情報の具体的内容の例示
戸籍，身分に関する情報		氏名，住所，性別，生年月日，出生地，国籍，本籍，続柄，親族関係，婚姻，離婚，離縁，養子縁組，認知禁治産，準禁治産，死亡等に関する情報
経歴に関する情報	学歴等に関する情報	学校名，入学，卒業年度，在学期間，退学・停学・休学等の記録，自治会活動・クラブ活動等の課外活動歴等に関する情報
	職業，職歴等に関する情報	会社名，事業名，職種，職位，就職・退職年度，在職期間，昇格・降格・配置換等，職務の実績・評価，解雇・停職等の処分等に関する情報
	その他経歴に関する情報	受賞歴，犯罪・違反，補導歴，更正施設・社会福祉施設等への入所歴等に関する情報
心身に関する情報	心身障害に関する情報	精神障害の有無・程度，身体障害の有無・部位・程度に関する情報
	疾病，負傷等に関する情報	傷病名，傷病歴，傷病の原因に関する情報
	検査，診療等に関する情報	検査結果，検査名，所見，看護記録，訓練記録，治療の内容・方法に関する情報
	その他心身に関する情報	健康状態，血液型，性格・性質，体格・体力，運動能力等に関する情報
能力，成績に関する情報		学業成績，勤務成績，各種試験成績，資格・免許等に関する情報
思想，信条等に関する情報		思想，信条，信仰，宗教，主義，主張，支持政党に関する情報
財産，収入状況に関する情報		資産の内容（不動産・動産の種類・価格等，債権・債務の内容等），収入（給与所得・譲渡所得等の所得金額，補償金等の収入金額等）に関する情報
その他個人生活に関する情報	家庭生活に関する情報	家族構成，扶養関係，同居・別居の有無，父子・母子家庭である事実，里親・聡子である事実等に関する情報
	居住状況に関する情報	持家・借家の別，間取り，同居人数，居住期間等に関する情報
	社会活動状況に関する情報	各種団体への加入の有無，各種行事・集会・運動等への参加等に関する情報
	その他個人生活に関する情報	個人の暮らし向き，公的扶助の需給の有無，各種相談・苦情・要望の内容，私人間の紛争・交際，趣味・嗜好，電話番号等に関する情報

第2号（個人に関する情報）ただし書に該当し、公開と考えられる情報の具体例

大分類	小分類	情報の具体的内容の例示		
		該当する情報の例示	記載内容	根拠法令
法令等の定めるところにより何人でも閲覧することができる情報	公証に関するもの	株式会社登記簿等の商業登記簿に記録された情報	目的、商号、取締役等の氏名・住所、資本金の額等	商業登記法第10条・11条
		土地登記簿・建物登記簿に記録された情報	土地の所在地・地積、登記権利者の氏名・住所登記原因等、建物の所在・種類・構造・床面積、登記権利者の氏名・住所・登記原因等	不動産登記法第21条
		自動車登録ファイルに記録された情報	所有者の氏名・住所、車名・形式、使用の本拠の位置	道路運送車両法第22条
		著作権登録原簿、出版権登録原簿、著作権隣接権登録原簿に記録された情報	著作物の題号、実演等の名称、作者等の氏名・国籍等	著作権法第78条、第88条、第104条
		その他公証に関し、何人でも閲覧することができる情報		
	資格に関するもの	海事代理士名簿に記録された情報	海事代理士の氏名・生年月日	海事代理士法第14条
		その他資格に関し、何人でも閲覧することができる情報		
	その他	選挙収支報告書に記録された情報	候補者に対して寄附したものの氏名・住所・寄附金額等	公職選挙法第192条第4項
		建築計画概要書に記録された情報	建築主の氏名・住所、建築物の概要等	建築基準法第93条の2
		開発登録簿に記録された情報	開発許可を受けた者の氏名・住所、予定建築物の用途等	都市計画法第47条第5項
		その他何人でも閲覧することができる情報		

公表することを目的として作成され、又は取得された情報	公表することを前提として本人から任意に提供された情報	選挙広報に登載するために候補者から提供された情報（経歴、政見等） 寄稿等により刊行物に登載された情報 議会に対する請願及び陳情
	公表することについて本人が同意している情報	市に対する要望等で本人が公表することについて同意しているもの ボランティア名簿等で本人が公表することについて同意しているもの
	個人が自主的に公表した資料等から何人でも知ることができる情報	出版物に記録された著者名・経歴等
	従来から公表されており、今後とも公開しないこととする理由のないことが明らかな情報	受賞者名簿 審議会等の附属機関の委員名 市職員の所属・氏名 高額納税者に関する公示として官報に登載された者の氏名等 官報等に登録された国家試験合格者の氏名 弁護士名簿・税理士名簿への登録等の公告として官報に登載された弁護士・税理士の氏名等
法令等の規定に基づく許可、免許、届出その他これに相当する行為に際して作成され、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの		開発行為の許可に関する情報のうち、公益上公開することが必要と認められるもの 建築確認に関する情報のうち、公益上公開することが必要と認められるもの 道路・水路等の占有許可に関する情報のうち、公益上公開することが必要と認められるもの

## 第10条第3号（法人等に関する情報）

(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。  
ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報  
イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から市民の生活を保護するため、公開することが必要と認められる情報  
ウ ア又はイに準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められる情報

### 【趣 旨】

本号は、法人等の活動利益を損なうと認められる情報は、公開しないことができる旨を定めたものである。

### 【解 釈】

1 本号本文法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を原則として保障しようとする趣旨である。

本号ただし書は、法人等又は事業を営む個人の事業活動により、現に発生している、又は将来発生するおそれがある危害から人の生命、身体等を保護するために公開することが必要であると認められる情報その他公益上公開することが必要であると認められる情報については、本号本文に該当する場合であっても公開することができるとしたものである。

2 「法人」とは、株式会社・有限会社等の営利法人，社会福祉法人・学校法人等の公益法人等すべての法人をいう。

3 「その他の団体」とは、自治会，商店会，PTA等で法人格は有していないが，団体などの規約や代表者が定められている団体をいう。（第5条第2号のその他の団体と同義。）

4 「国及び地方公共団体」は，当然法人格を有するものではあるが，その行政活動は法人等の事業活動と性質を異にすることから，本条第5号ないし第7号で対処することとし，本号の法人等からは除くものである。

5 「事業を営む個人」とは，地方税法第72条第5項から第7項までに掲げる事業のほか，農業，林業等を営む個人をいう。

6 「当該事業に関する情報」とは，直接その事業活動に関する情報のほか，事業用資産に関する情報等間接的な事業に関する情報も含まれるものである。

7 「競争上の地位」とは，他の法人，団体，個人との事業競争上の立場をいう。

8 「競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」と認められる情報としては，次のようなものが考えられる。

(1) 生産技術に関する情報（製造工程，原材料の種類・使用量，機械・設備等の利用技術等）

- (2) 営業，販売活動に関する情報（取引先，得意先，営業方針，受注経路，単価等）
  - (3) 信用力に関する情報（免債内容，借入金の返済能力等）
  - (4) 経理，人事等専ら法人等の内部に関する情報（経理，人事等）
  - (5) その他法人等の活動利益を害するおそれのある情報
- 9 「競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」と認められない情報とは，次のようなものが考えられる。
- (1) 法令等の定めるところにより，何人でも閲覧することができる情報
  - (2) 公表することを目的として作成し，又は取得した情報（公表することを了承し，又は公表を前提として提供した情報を含む。）
  - (3) 統計的処理がなされていて特定の法人等が識別され得ない情報
- 10 本号ただし書においては，当該法人等の活動利益が不利益となっても，人の生命，身体等の保護その他公益上必要であると認められる情報については，公開することができるとしたものである。
- (1) ただし書ア
    - 本項目は，人の「生命，身体及び健康」の保護を目的としている。
    - 「危害から人の生命，身体又は健康を保護」とは，公害，薬害，食品による危害等に係る情報で，人の生命等に対する危害の発生を未然に防止し，発生している危害を排除し，若しくは拡大を防止し，又は当該危害の再発を防止することをいう。
  - (2) ただし書イ
    - 本項目は，人の「財産及び生命」の保護を目的としている。
    - 「違法又は不当な事業活動」とは，法令等の規定に明らかに違反した事業活動又は社会通念に照らして著しく妥当性を欠く事業活動をいう。
  - (3) ただし書ウ
    - 本項目は，人の「財産及び生命」の保護を目的としている。
    - 「違法又は不当な事業活動」とは，法令等の規定に明らかに違反した事業活動又は社会通念に照らして著しく妥当性を欠く事業活動をいう。

## 【運用】

- 1 本号に該当するか否かの判断にあたっては，当該情報の内容のみならず，当該法人等の性格，規模，事業活動における当該情報の位置付け等を総合的に勘案し，当該情報を公開した場合に生じる影響等について慎重に検討し，客観的に判断を下すことが必要である。  
 また，判断にあたって，市の保有する資料のみでは十分な結論を得られない場合が予想されるので，必要に応じて，第8条の規定により当該法人等又は事業を営む個人から意見を聴取するなどして，慎重に判断を下すものとする。
- 2 本号に該当すると考えられる情報の分類及び例示は，次表のとおりである。

第3号（法人等に関する情報）本文に該当し、非公開と考えられる情報の具体例

大分類	中分類	小分類	情報の具体的内容の例示
生産技術に関する情報	生産活動の状況に関する情報	生産品目、生産量等に関する情報	生産品目、生産量、出荷額、原材料の種類・組成・割合・使用量・保管等
		その他生産活動の内容が明らかになる情報	施設・設備の規模・配置・性能、機械設備の稼働状況、施設からの排出物の種類・量等
	生産活動の計画、方針等に関する情報	生産品目に係る計画・方針等に関する情報	新製品の性能・仕様・開発状況・生産工程・生産開始時期、原材料の仕入計画・出荷予定等
		原材料の仕入、製品の生産・出荷に係る計画・方針等に関する情報	仕入先との折衝、生産計画、出荷予定等に関する情報
		施設・機械等に係る計画・方針等に関する情報	新規施設・プラント、新設・更新に係る機械・設備等の種類・台数・規模・能力及び新設・更新の時期・経費等
		その他生産活動に係る計画・方針等に関する情報	職員の配置計画・研修計画等
	技術上のノウハウに関する情報	製造・加工の過程に係る技術上のノウハウに関する情報	原材料の種類・組成、使用量・割合・保管方法等、機械・設備等の種類・台数・規模・能力、機械・設備等の利用技術、生産工程の管理、製品の品質管理等
		建築・土木工事に係る技術上のノウハウに関する情報	資材の種類・組成・寸法・加工等、設計者等の考案・工夫等による設計の係数・計算式等、設計に用いる機械等の種類・利用技術等、建築等の施工に用いる機械・設備の種類・台数・規模・能力・利用技術等
		その他技術上の秘密に関する情報	コンピューター等による情報処理に係る技術上のノウハウ等
	営業、販売活動に関する情報	営業、販売活動の状況に関する情報	販売高・取引等に関する情報
販売方法等に関する情報			商品の陳列・宣伝方法等、顧客との折衝等営業活動の実情関係等
原価その他の販売単価等の積算等に関する情報			原価・販売単価等の積算等、利益率・利益の額等

		その他営業活動の内容が明らかになる情報	受注経路・受注単価等
営業，販売活動の計画・方針等に関する情報		販売計画・方針等に関する情報	販売計画・販売高の目標・見込額等，受注計画・交渉の計画・方針等，事業の将来展望・経営方針等
		店舗等施設計画等に関する情報	店舗・営業所・事務所・支店等施設・移転・拡張・改装等の内容
		資金調達計画・投資計画等に関する情報	資金調達の予定額・方法，投資の予定額・投資対象
		その他営業活動の計画等に関する情報	販売員の研修方針・営業要員の配置転換計画
	その他営業活動上のノウハウに関する情報		
信用力に関する情報	借入金その他の債務の内容に関する情報		借入金の額・借入れ相手方・借入れの条件・返済計画・借入金の返済状況等
	人的・物的担保の内容・評価に関する情報		債務を保証している個人・法人，担保に供している物件の内容・評価等に関する情報
	経営状態・資産内容その他借入金返済能力に関する情報		経営状態，売掛金その他の債権の額・内容
	その他信用力に関する情報		
経理，人事等専ら法人等の内部に関する情報	法人等の人事に関する情報	職員の採用・職員数・職員配置等に関する情報	採用計画・応募状況・採用状況・職員数・職員の配置状況，人事異動の計画・実施状況等
		職員の給与その他の労働条件に関する情報	職員の給与体系，給与・報酬・手当等の支給額，時間外勤務の実施状況等
		その他法人等の人事に関する情報	
	法人等の経理に関する情報	金銭出納又は経理上の処理に関する情報	本帳・各勘定科目・伝票等
		その他法人等の経理に関する情報	
	その他専ら法人等の内部に関する情報		
その他法人等の活動利益を害するおそれのある情報			

第3号（法人等に関する情報）ただし書に該当し、公開と考えられる情報の具体例

分 類	情報の具体的内容の例示
イ 事業活動によって生じ又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体及び健康を保護するために、公開することが必要であると認められる情報	立入り検査結果に基づく改善勧告・命令その他行政処分、食中毒発生施設と事件の概要、食品の苦情、工場排水分析結果等に関する情報のうち、これに該当するもの
ロ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から市民の生活を保護するため、公開することが必要と認められる情報	計量器検査結果、訪問販売・消費生活相談、宅地建物取引業者行政処分等に関する情報のうち、これに該当するもの
ハ イ又はロに準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められる情報	自然環境の破壊、開発行為の許可、建築確認、道路・水路の専用許可等に関する情報のうち、これに該当するもの

第3号（法人等に関する情報）本文には該当せず、公開と考えられる情報の具体例

大 分 類	小 分 類	情報の具体的内容の例示		
		該当する情報の例示	記 載 内 容	根 拠 法 令
法令等の定めるところにより何人でも閲覧することができる情報	公証に関するもの	株式会社登記簿等の商業登記簿に記録された情報	目的、商号、取締役等の氏名・住所、資本金の額等	商業登記法第10条・11条
		土地登記簿・建物登記簿に記録された情報	土地の所在地・地積、登記権利者の氏名・住所登記原因等、建物の所在・種類・構造・床面積、登記権利者の氏名・住所・登記原因等	不動産登記法第21条
		自動車登録ファイルに記録された情報	所有者の氏名・住所、車名、型式、使用の本拠の位置等	道路運送車両法第22条
		特許原簿等に記録された情報	特許発明の内容、特許権の設定・移転、専用実施権・通常の実施権の設定・保存・移転	特許法第186条
		その他公証に関し、何人でも閲覧することができる情報		

取引の安全に関するもの	不動産鑑定業者登録簿等に記録された情報	名称,商号,不動産鑑定士の氏名,事務所の名称・所在地・役員氏名	不動産鑑定評価に関する法律第31条
	宅地建物取引業者名簿,免許の申請に関する書類に記録された情報	名称,商号,役員の氏名・住所,事務所の名称・所在地	宅地建物取引業法第10条
	建築事務所登録簿に記録された情報	一級・二級等の別,事務所の名称・所在地,役員・建築士氏名	建築士法第23条の8
	一般建設業許可申請書(添付書類を含む。)に記録された情報	名称,商号,営業所の名称,所在地,資本金の額,役員の氏名	建設業法第13条
	旅行業者登録簿に記録されている情報	商号,旅行業の種類,営業所の名称・所在地	旅行業法第21条の2
	その他取引の安全に関し,何人でも閲覧することができるものとされている情報		
その他	工場立地調査簿に記録された情報	工場等の敷地・建築面積・生産数量・生産能力(事業者の秘密に属する事項を除く。)	工場立地法第3条
	政治団体の収支報告書等に記録された情報	政治団体の収支の総額・項目別金額,寄付をしたもの及び寄付を斡旋した者の氏名・名称	政治資金規正法第20条,第21条
	建築計画概要書に記録された情報	建築主の氏名・住所,建築物の概要等	建築基準法第93条の2
	開発登録簿に記録された情報	開発許可を受けた者の氏名・住所,予定建築物の用途等	都市計画法第47条第5項
	その他何人でも閲覧することができるものとされている情報		
公表することを目的として作成し,又は取得した情報	公表することを前提として法人等から任意に提供された情報	法人等から提供された商店会名簿,工場名簿等に記録された情報	

	公表することについて法人等が同意している情報	
	法人等がPR等のために自主的に公表した資料から何人でも知ることのできる情報	社史，PR用パンフレット等
	その他すでに公表されている情報であって，公開することにより，法人等の活動利益を害するおそれのないもの	弁護士名簿・税理士名簿への登録等の公告として官報に登載された弁護士・税理士の氏名等
統計的処理がなされていて特定の法人等が識別され得ない情報		工業統計調査・商業統計調査・事業所統計調査等の集計結果

## 第10条第4号（公共の安全と秩序に関する情報）

(4) 公開することにより、犯罪の予防、犯罪の捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

### 【趣旨】

本号は、公開することにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報を非公開とすることができることを定めたものである。

### 【解釈】

- 1 本号は、公開することにより、犯罪の予防、犯罪の捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれの情報については、公開しないことができるとしたものである。
- 2 「犯罪の予防」とは、刑事犯、行政犯であるかを問わず、犯罪行為を事前に防止することをいう。また、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれのある情報の中には、犯罪を誘発するおそれのある情報も含む。
- 3 「犯罪の捜査」とは、公訴の提起及び遂行のため、捜査機関が被疑者を発見し、身柄を保全し、また、証拠を収集し、保全する活動をいう。
- 4 「人の生命、身体又は財産の保護」とは、個人の生命等を犯罪等に起因する危険から保護し、又は危険を防止することをいう。
- 5 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、社会生活に必要な法規範、交通秩序の維持、災害警備等の遂行に見られるように、社会の風紀、平穏な市民生活が害されることのないように保護することをいう。
- 6 「支障が生ずる恐れのある」とは、公共の安全と秩序の維持のための行政活動等が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性がある場合をいう。

「公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報」としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 公開することにより、犯罪の被疑者、参考人又は通報者が特定され、その結果これらの人々の生命若しくは身体に危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が脅かされるおそれがある情報
- (2) 公開することにより、違法又は不正な行為の通報者または告発者が特定され、その結果これらの人々の地位又は正常な生活が脅かされるおそれがある情報
- (3) 公開することにより、特定の個人の行動予定、家屋の構造等が明らかにされ、その結果これらの人々が犯罪の被害者となるおそれがある情報
- (4) 公開することにより、公共の安全と秩序の維持のための警察活動が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性がある情報

### 【運用】

本号に該当すると考えられる情報の分類及び例示は、次表のとおりである。

第4号（公共の安全と秩序に関する情報）本文に該当し、非公開と考えられる情報の具体例

大分類	小分類	情報の具体的内容の例示
公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護に支障が生ずるおそれのある情報		<p>違法行為・不正行為の情報の提供者、犯罪の被疑者・参考人、取締り担当者等の住所、氏名、提供された情報の内容及びその他正常な生活が脅かされるおそれのあるもの</p> <p>行政情報義務違反・違法行為等、不正行為の通報者・告発者の住所、氏名、提供された情報の内容及びその他正常な生活が脅かされるおそれのあるもの</p> <p>特定人の行動予定、家屋構造、警備計画が明らかになり、その結果これらの人が犯罪の被害を受けるおそれのあるもの</p>
公開することにより、犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれの情報	犯罪の予防又は犯罪の捜査に関する情報	<p>刑事訴訟法197条第2項の規定による捜査に関する必要事項の照会及び報告</p> <p>既決犯罪通告書</p> <p>検察庁の捜査に係る回答</p>
	公共の安全と秩序の維持に関する情報	<p>夜間警備委託契約書のうち、委託内容</p> <p>要人の来市スケジュールに関する情報</p> <p>危険物・薬品等特殊な物質を取り扱う事業所の届出に関するもの</p>

## 第10条第5号（国等との協力関係に関する情報）

(5) 国又は他の地方公共団体その他の公共的団体(以下「国等」という。)の機関からの協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

### 【趣 旨】

本号は、市と国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められる情報については、公開しないことができる旨を定めたものである。

### 【解 釈】

- 1 本号は、市政の円滑な運営を確保する上においては、国や他の地方団体等との協力、信頼関係を継続的に維持、確保することが極めて重要であることから、市と国等との間における協議、依頼等に基づいて、実施機関が作成し、または取得した情報で、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なわれると認められる情報については、公開しないことができるとしたものである。
- 2 「その他の公共団体」とは、法令等に基づき設置された公社、公団、土地改良区、土地地区画整理組合等をいう。
- 3 「協議、依頼等」とは、法令等に基づき、又は任意に行われる協議、依頼、要請、指示、照会、委任、委託等をいう。
- 4 「協力関係又は信頼関係」とは、市と国等との間における当面又は将来にわたる継続的で包括的な協力関係又は信頼関係をいう。
- 5 「協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの」として考えられる情報は、次のようなものがある。
  - (1) 市が実施する事務事業に関し、国等との間の協議、依頼等に基づき作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
  - (2) 国等が実施する事務事業に関し、国等との間の協議、依頼等に基づき作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
  - (3) 機関委任事務の処理に関して作成し、又は取得した情報であって、主務大臣等から公開してはならない旨の指示があったもの

### 【運 用】

- 1 本号に該当するか否かの判断が難しいものについては、「第三者照会」(第8条)の規定により、公開した場合における支障等について事前に国等から意見を聴取するなどして十分調査し、客観的に判断するものとする。
- 2 本号に該当すると考えられる情報分類及び例示は、次表のとおりである。

第5号（国等との協力関係に関する情報）本文に該当し，非公開と考えられる情報の具体例

大分類	小分類	情報の具体的内容の例示
<p>市が実施する事務事業に関し，国等との間の協議，依頼等に基づき作成し，又は取得した情報であって，公開することにより，国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの</p>	<p>市から国等に依頼し提供を受けた情報のうち，国等との協力関係を確保するため非公開とする必要があるもの</p>	<p>国等における同種又は関連する事務事業の実施状況・実施基準等に関する情報，実験結果・調査結果その他のデータ等で，これに該当するもの</p>
	<p>市の事務事業の実施に関する国等との協議等に際して作成し，又は取得した情報のうち，国等との協力関係を確保するため非公開とする必要があるもの</p>	<p>市の事業計画等に対して示された国等の見解等に関する情報などで，これに該当するもの 事業の実施に際し，国等との間で行っている協議に関する情報で，これに該当するもの 市と国等との間の同種又は関連を有する事務事業に関する調整等に関する情報で，これに該当するもの 市と国等との協定締結に係る協議の内容，共同実施の内容・経費分担等に関する情報などで，これに該当するもの</p>
	<p>国等から通知等として取得した情報のうち，国等との協力関係を確保するため非公開とする必要があるもの</p>	<p>補助金等の内定通知等，審議中の法律改正案に係る解釈指針等で，これに該当するもの</p>
	<p>国等との会議に際して作成し，又は取得した情報のうち，国等との協力関係を確保するため非公開とする必要があるもの</p>	<p>会議資料・会議録等に記録された国等の事務事業の実施状況・方針・懸案事項・検討中の案・調査結果等のデータ等に関する情報 会議出席者の発言内容等で，これに該当するもの</p>
	<p>その他市が実施する事務事業に関して作成し，又は取得した情報のうち，国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの</p>	
<p>国等が実施する事務事業に関し，国等との間の協議，依頼等に基づき作成し，又は取得した情報であって，公開することにより，国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの</p>	<p>国等が実施する調査等に際して作成し，又は取得した情報のうち，国等との協力関係を確保するため非公開とする必要があるもの</p>	<p>調査等に際し国等から示された調査の目的・内容・項目・方法等に関する情報で，これに該当するもの 調査結果（国等において統一的に公表する必要があるもの等，国等において公表するまで公表してはならない旨の表示があるもの等）に関する情報</p>

	<p>国等からの協議等に基づき作成し、又は取得した情報であって、公開するか否かについて国等の判断に委ねるべき性質の情報のうち、国等から公開してはならない旨の指示があるもの</p>	<p>国等の事務事業に係る方針、市に対する指導等の内容等に関する情報で、これに該当するもの  国等から意見聴取等に基づき提出した要望書等、国の発意に基づき作成し、または取得した情報で、これに該当するもの  市から提供した情報であって、国等での政策立案等の資料として用いられるもので、これに該当するもの</p>
	<p>その他国等が実施する事務事業に関し、国等からの協議、依頼等に基づき作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの</p>	
<p>機関委任事務の処理に関して作成し、又は取得した情報であって、主務大臣等から公開してはならない旨の指示があったもの</p>		

## 第10条第6号（意思形成過程に関する情報）

(6) 市又は国等の事務事業に係る意思形成過程において、市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査、研究等に関して作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、当該事務事業又は同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるもの

### 【趣 旨】

本号は、公開することにより市又は国等の事務事業の意思形成に著しい支障が生ずると認められる情報は、公開しないことができる旨を定めたものである。

### 【解 釈】

1 本号本文は、次の2つが要件となる。

(1) 行政内部の意思決定過程における情報であること。

(2) 公開することにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障が生ずると認められること。

2 「事務事業に係る意思決定過程」とは、事務事業に係る個別の決裁、供覧等の手続は終了しているものの、当該事務事業に係る最終的な意思決定が終了するまでの間にあることをいう。

3 「市の機関」とは、市のすべての機関をいい、市の執行機関、議決機関及びこれらの補助機関のほか、執行機関の附属機関を含む。

なお、「国等の機関」についても、同様である。

4 「当該事務事業又は同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるもの」としては、次のようなものが考えられる。

(1) 検討案等の未成熟な情報であって、公開することにより、市民に誤解を与え、又は混乱を招くと認められるもの、あるいは特定のものに不当な利益又は不利益を与えると認められるもの

(2) 行政内部の検討過程の情報であって、公開することにより、自由かつ率直な意見交換、提案等が阻害されると認められるもの

(3) 公開することにより、資料提供者との信頼関係を損なうなど以後の資料収集が著しく困難になると認められるもの

(4) その他公開することにより、当該又は同種の事務事業の公正又は適正な意思決定に著しい支障が生ずると認められるもの

### 【運 用】

本号に該当すると考えられる情報の分類及び例示は、次表のとおりである。

第6号（意思形成過程に関する情報）本文に該当し、非公開と考えられる情報の具体例

大分類	小分類	情報の具体的内容の例示
検討案等の未成熟な情報であって、公開することにより、市民に誤解を与え、又は混乱を招くと認められるもの、あるいは特定のものに不当な利益又は不利益を与えると認められるもの	意思形成に係る手続の途上にある情報であって、公開することにより、市民に誤解を与え、又は無用な混乱を招くと認められるもの	内部における審議、検討、調査研究等の段階にある情報であって、その途上において意思決定の内容が変更されるおそれのあるものなど、公開することにより、市民が誤解や無用な混乱を招くと認められるもの
	その他公開することにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障が生ずると認められるもの	市内部における決裁、国等の許可、審議会等への諮問などの意思決定に係る手続の途上にある情報のうち、これに該当するもの
行政内部の検討過程の情報であって、公開することにより、自由かつ率直な意見交換、提案等が阻害されると認められるもの	発言者・発言の内容等に関する情報のうち、自由かつ率直な発言を確保するため非公開とする必要があるもの	審議会・庁内事務担当者会議の会議資料、会議結果報告書などに記録された情報のうち、これに該当するもの
	意見交換の内容及び経過に関する情報のうち、自由かつ率直な意見交換を確保するため非公開とする必要があるもの	行政機関相互間で行った照会、回答結果など意見交換の相手方・形式・内容・結果・その他政策形成への影響等に関する情報のうち、これに該当するもの
	提案等の内容、その他処理経過に関する情報のうち、自由かつ率直な提案等を確保するため非公開とする必要があるもの	内部検討の段階における試案・試算・課題・問題点等として内部で検討された事項、その検討経過などに関する情報のうち、これに該当するもの
公開することにより、資料提供者との信頼関係を損なうなど以後の資料収集が著しく困難になると認められるもの	市の機関が依頼し、提供を受けている情報のうち、以後の資料収集を確保するため非公開とする必要があるもの	意識調査・実態調査等の調査で公開しないことを条件として市民・法人等に提供を求め、入手している情報
	市の機関と資料提供者との信頼関係に基づいて任意に提供を受けている情報のうち、以後の資料収集を確保するため非公開とする必要があるもの	公開しないという了解のもとに市民・法人等から任意に提供されている情報
その他公開することにより、当該又は同種の事務事業の公正又は適正な意思決定に著しい支障が生ずると認められるもの		交際に関する情報のうちこれに該当するもの

## 第10条第7号（事業執行過程に関する情報）

(7) 市又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、入札、試験、許可、認可、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的が著しく損なわれると認められるもの、特定の者に明らかに利益若しくは不利益を与えると認められるもの、関係当事者間の信頼関係が著しく損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの

### 【趣 旨】

本号は、公開することにより、市や国等の事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる情報は、公開としないことができる旨を定めたものである。

### 【解 釈】

- 1 本号は、事務事業の実施段階において、当該事務事業の内容及び性質上、公開することにより、関係者との信頼関係が損なわれる情報や事務事業の実施の目的が失われるおそれのある情報及び事務事業の公正若しくは円滑な施行に著しい支障が生ずると認められる情報については、公開しないことができるとしたものである。
- 2 本号と前号との違いは、本号が主として行政の事務事業の実施段階に関する情報であるのに対し、前号は主として事務事業の計画、調整段階に関する情報である。
- 3 「検査、監査、取締り、争訟、交渉、入札、試験、許可、認可、人事その他の事務事業に関する情報」とは、市や国等が行う事務事業の中で、公開になじまない情報を含むものを例示したものであって、これら以外の情報であっても、その性質上本来公開になじまないものであれば、本号により非公開とするものである。
- 4 「当該事務事業の目的が著しく損なわれると認められるもの」とは、事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の目的を達成するうえで著しい支障が生じ、又は目的が達せられなくなると認められるものをいう。
- 5 「特定の者に明らかに利益若しくは不利益を与えると認められるもの」とは、事務事業の性質上、公開することにより、情報を得たものと得ていないものとの間に不公平が生じ、特定のものに対して、明らかに利益又は不利益を与えると認められるものをいう。
- 6 「関係当事者間の信頼関係が著しく損なわれると認められるもの」とは、公表しないことを条件に任意に第三者から提供された情報のように、公開することにより、市と当該第三者との信頼関係が著しく損なわれ、以後における情報収集が著しく困難になると認められるもの、あるいは事務事業の執行に係わる当事者に関する情報であって、公開することにより、当該当事者と他の当事者との間の信頼関係が著しく損なわれると認められるものをいう。
- 7 「当該事務事業若しくは同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」とは、次のようなものが考えられる。
  - (1) 公開することにより、事務事業の執行に要する経費が著しく増大し、又は事務事業の実施の時期が大幅に遅れると認められるもの

- (2) 公開することにより、市の権利行使が著しく損なわれると認められるもの
- (3) 公開することにより、反復継続する同種の事務事業の構成又は円滑な執行を妨げると認められるもの
- (4) その他公開することにより、当該又は同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの又はおそれがあるもの

【運用】

本号に該当すると考えられる情報の分類及び例示は、次表のとおりである。

第7号（事業執行過程に関する情報）本文に該当し、非公開と考えられる情報の具体例

大分類	中分類	小分類	情報の具体的内容の例示
公開することにより、当該事務事業の目的が著しく損なわれると認められるもの			実施前の試験問題、採点基準 入札予定価格 郊外等に係る立入り検査等の計画の内容（実施時期・対象時期・検査項目・検査方法等）
公開することにより、特定の者に明らかに利益若しくは不利益を与えると認められるもの			法人等についての評価・各付・監査・検査・指導・取締の経過・結果等に関する情報のうち、これに該当するもの
公開することにより、関係当事者間の信頼関係が著しく損なわれると認められるもの			意識調査・実態調査等の調査で公開しないことを条件として市民・法人等に提供を求め、入手している情報 公開しないという了解の下に市民・法人等から任意に提供されている情報 用地交渉等に関する情報のうち、これに該当するもの
公開することにより、当該事務事業若しくは同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの	公開することにより、事務事業の執行に要する経費が著しく増大し、又は事務事業の実施の時期が大幅に遅れると認められるもの		土地購入に係る計画の内容・土地の所在地・交渉の相手方・交渉の方針等 買収・売却予定地の市内部での評価等 用地買収・損失補償等にかかる交渉等対外的交渉に係るしの方針等
	公開することにより、市の権利行使が著しく損なわれると認められるもの		訴訟その他の争訟事案に係る市の処理方針・顧問弁護士との打合せの内容・準備書面等に関する情報

公開することにより，反復継続する同種の事務事業の構成又は円滑な執行を妨げると認められるもの	事務事業の実施基準等に関する情報であって，公開することにより，当該事務事業の公正又は円滑な執行を妨げるおそれのあるもの	積算歩掛，積算単価等入札予定価格の積算基礎となる資料のうち，これに該当するもの 行政処分等に係る内部基準等のうち，これに該当するもの 損害賠償・損失補償等に係る額の算定基準（算定項目・計算式・単価等）等のうち，これに該当するもの
	事務事業の実施の経過等に関する情報であって，公開することにより，当該事務事業の公正又は円滑な執行を妨げるおそれのあるもの	過去の試験問題等に関する情報で，将来の試験の出題傾向が推定される。 過去の契約締結等に関する情報で，将来の入札予定価格等が推定されるもの 過去の損害賠償・損失補償・用地買収等に係る交渉経過・内容等のうち，これに該当するもの 過去の審査基準等のうち，これに該当するもの
	その他公開することにより，反復継続する同種の事務事業の公正又は円滑な執行を妨げるおそれのあるもの	児童・生徒等に対する評価・指導方針等に関する情報 契約業者についての評価その他評定に関する情報
その他公開することにより，当該又は同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの		

## 第11条（部分公開）

第11条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、非公開情報の部分を容易に、かつ、公文書の公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、非公開情報を除いて、公文書の公開を行わなければならない。

### 【趣旨】

本条は、公開請求に係る公文書に前条各号に該当する情報が記録されている場合の部分公開について定めたものである。

### 【解釈】

- 1 本条は、原則公開の立場から、公開請求のあった公文書の一部に前条各号のいずれかに該当する情報が併せて記録されている場合、当該公文書を全部非公開とするのではなく、非公開部分を容易に、かつ、公開の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該非公開部分を除いて公文書の公開を行わなければならないことを実施機関に義務付けたものである。
- 2 「容易に」とは、公開請求のあった公文書から非公開とする部分とそれ以外の部分とを分離するに当たって、当該公文書を損傷することなく、かつ、経費的、時間的に容易に分離できることをいう。
- 3 「公文書の公開の請求の趣旨を損なわない」とは、当該公文書の公開請求の趣旨から判断して、非公開とする部分を除いても、請求者が知りたい情報が十分知り得る場合をいう。
- 4 「公開の請求の趣旨」は、公文書公開請求書の「公文書の件名又は内容」欄、「請求目的」欄等の記載事項に基づき判断するものとする。

### 【運用】

- 1 部分公開の規定は、原則公開の趣旨から設けられたものであるので、市民の知る権利が十分尊重されるように判断するものとする。
- 2 請求の趣旨は、原則として請求書の記載事項から判断するものであるが、判断し難い場合には、必要に応じて請求者に確認するものとする。
- 3 公文書の部分公開の方法は、おおむね次のとおりである。
  - (1) 非公開とする部分とそれ以外の部分が別ページにあるときは、当該非公開部分のページを取り外して公開する。
  - (2) 非公開とする部分とそれ以外の部分が同ページにあるときは、当該非公開部分を覆って複写し、又は公文書を複写して当該非公開部分をマジック等で塗りつぶし、さらに複写したものを公開する。

## 第12条（公益上の理由による裁量的公開）

第12条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

### 【趣 旨】

本条は、公開請求に係る公文書に第10条に規定する非公開情報が記録されている場合であっても、当該情報を公開することが公益上特に必要であると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

### 【解 釈】

実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、当該情報が現に発生しているか、又は将来発生する可能性が高い危害等から人の生命等を保護する必要がある場合等で、公開することが公益上特に必要であると認めるときは、当該公文書について公開することができることとしたものである。

「公益上特に必要があると認めるとき」とは、非公開情報の規定によって保護される利益と公益上の必要性とを個別、具体的に比較衡量して判断し、公益上特に公開する必要があると認めるときということである。

なお、「公益」とは、具体的には、公開請求の内容、性質等により、社会通念上、個々具体的に判断されるものである。

## 第13条（公文書の存否に関する情報）

第13条 公開の請求に対し、当該公開の請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒否することができる。

### 【趣旨】

公開請求に関しては、通常、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにし、公開決定等をすべきであるが、情報の性質により、公文書が存在する又は存在するが非公開情報に当たると回答しただけで、非公開情報として保護すべき利益が害される場合もあることから、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する決定ができることを定めたものである。

### 【解釈】

本条に該当する事例としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 特定の個人の病歴に関する情報について公開請求がなされた場合
- (2) 特定の個人の措置入院に関する情報について公開請求がなされた場合
- (3) 特定の個人の生活保護の申請等に関する情報について公開請求がなされた場合
- (4) 特定企業の設備投資計画・開発計画に関する情報について公開請求がなされた場合
- (5) 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報について公開請求がなされた場合

### 【運用】

- 1 本条により公開請求を拒否する場合は、第7条第1項の規定に基づき公開請求を拒否する決定を行うこととなる。当該決定は、行政処分にあたるものであるから、実施機関は、この決定に際し、必要にして十分な拒否理由を提示することが義務付けられ、また、この決定に不服のあるものは、行政不服審査法の規定による審査請求、異議申立て及び行政事件訴訟法の規定に基づく訴訟により救済の道が開かれているものである。
- 2 本条の規定は、例外的な規定であり、適用にあたっては厳格に解釈し、濫用することのないようにしなければならない。

## 第14条（手数料等）

第14条 公文書の公開に係る手数料は、無料とする  
2 公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

### 【趣 旨】

本条は、公文書の公開に係る手数料及び写しの交付を行う場合の費用負担について定めたものである。

### 【解 釈】

#### 第1項関係

- 1 第2条の規定により行う公文書の閲覧及び写しの交付に係る手数料については、この条例の目的に照らし、徴収しないものとする。
- 2 本項の規定により、手数料を徴収しないこととするものは、この条例の規定に基づいて行う公文書の閲覧及び写しの交付に限定されるものである。したがって、これ以外の閲覧に係る手数料は、塩竈市手数料条例及び法令等で定められているところによる。

#### 第2項関係

「写しの交付に要する費用」とは、写しの作成に要する費用をいう。

### 【運 用】

公文書の写しを交付する場合の費用は、原則として前納とし、「情報公開条例施行規則」第7条に規定する金額とする。

## 第15条（不服申立て等）

第15条 公開決定等について不服のあるものは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てをすることができる。

2 前項の不服申立てがあった場合は、裁決又は決定をする市長又は実施機関(議会を除く。以下第17条において同じ。)は、当該不服申立てが不適法な不服申立てであるときを除き、第17条に規定する塩竈市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

3 議会は、第1項の不服申立てがあった場合は、必要に応じて審査会に意見を求めることができる。

4 第2項及び前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立てをしたもの(以下「不服申立人」という。)及び参加人

(2) 請求者(不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

### 【趣旨】

本条は、実施機関が行った公開・非公開決定について、行政不服審査法の規定に基づき不服申立てができる旨を確認するとともに、不服申立てがあった場合の実施機関のとるべき手続を定めたものである。

### 【解釈】

#### 第1項関係

1 本項は、不服申立てがあった場合の実施機関の手続として、当該不服申立てについての決定又は裁決を行うに当たっては、公正かつ適正な救済手続を確保するために設置された審査会に諮問することを実施機関に義務付けたものである。

2 「不服申立て」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に不服のある者が当該行政庁又はその上級行政庁に対して不服を申立て、その違法又は不当行為を審査させ、もって是正排除を請求する手続である。

この不服申立てには、行政不服審査法に規定するところの処分庁の上級行政庁に対して行う審査請求と当該処分庁に対して行う異議申立てがあり、作為に対しては審査請求が、不作為に対しては異議申立てが原則となる。

したがって、水道事業管理者の公開・非公開決定については、市長に対する審査請求となり、他の実施機関の公開・非公開決定については、当該実施機関に対する異議申立てとなるものである。

#### 第2項関係

1 「裁決」とは、水道事業管理者が行った公開請求又は訂正請求の決定に係る市長に対する審査請求に対し、市長が行う審査庁としての裁断行為をいう。

2 「決定」とは、水道事業管理者以外の実施機関が行った公開請求又は訂正請求の決定に対

する異議申立てに対し、これらの実施機関が行う処分庁としての裁断行為をいう。

3 「不適法な不服申立て」とは、次のような場合が考えられ、このような場合には、不服申立てそのものを受付（受理）しないものである。

(1) 不服申立てが法定の期間（処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内）を経過した後になされたとき。

(2) 不服申立ての資格のないものからなされたとき。

(3) 不服申立書の記載事項（行政不服審査法第15条第1項及び第48条）が不備なため、補正を命じてもこれに応じなかったとき。

4 「塩竈市情報公開審査会」は、市長に市の統轄代表権があり（地方自治法第147条）、一つの執行機関の附属機関として設けられた審議会が他の執行機関の諮問に応じ審議することもできる（地方自治法第138条の4関係昭和33年12月8日行政実例）ことから、市長の附属機関として設置するものである。

5 「その答申を尊重して」とは、審査会が実質上の救済機関として設置されたものであることにかんがみ、原則として、その答申にしたがって不服申立てに対する裁決又は決定を行うべきものである。

#### 第3項関係

「（議会は）必要に応じて審査会に意見を求めることができる」とは、審査会の設置を、市民の知る権利を保障するとともに、不服申立てに対する市としての統一した救済制度を、目指すという観点から、不服申立てがあったときは議会にあっても、執行機関が設置する審査会に諮問することができる制度とすべきであるという意味の規定である。

#### 第4項関係

1 本項は、諮問実施機関が審査会に対し諮問をした場合は、説明責任の観点から、関係者に諮問をした旨を通知することを定めたものである。

2 通知すべき相手方の範囲は、不服審査手続きに既に関与している不服申立人及び参加人のほか、参加人となり得ることが明らかな利害関係者（開示、訂正又は利用停止請求者及び不服申立てに係る開示決定等について反対意見を提出した第三者）である。

3 「参加人」とは、実施機関の決定又は裁決に利害関係を有するものであって不服申立てに係る審査手続きに参加するものをいう。

#### 【運用】

不服申立て等に関する具体的な事務の内容については、情報公開事務取扱要綱のとおりである。

## 第16条（第三者からの不服申立てを棄却する場合における手続）

第16条 第8条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決若しくは決定
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書の全部若しくは一部を公開する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

### 【趣 旨】

本条は、第三者に関する情報が記載されている公文書の公開決定に対する当該第三者からの不服申立てを却下し、若しくは棄却する場合又は公開決定等を変更して当該公文書を公開する場合に、当該第三者に訴訟提起の機会を確保するために定めたものである。

### 【解 釈】

- 1 「第8条第3項の規定を準用する」とは、本条1号及び2号に掲げる決定又は裁決をする場合には、実施機関は、当該決定又は裁決の日と公開の実施の日との間に少なくとも30日を置かなければならないこと、また、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならないことをいう。
- 2 裁決又は決定で不服申立てに公開決定等を取り消し、実施機関が新たに行う公開決定は、第7条の規定に基づくものであるので、第8条第3項の規定が適用される。

## 第17条から第29条（塩竈市情報公開審査会）

### （審査会）

第17条 第15条第2項及び第3項の規定による諮問又は求めに応じて審議するため、審査会を置く。

2 審査会は、前項に規定する審議のほか、情報公開の制度の運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

### （委員）

第18条 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### （会長等）

第19条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

### （会議）

第20条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （審査会の調査権限）

第21条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容及び当該公開決定等を判断した理由を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認めるものにその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

### （意見の陳述）

第22条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

### （意見書等の提出）

第23条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第21条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、第21条第4項の規定による調査をさせ、又は第22条の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧)

第25条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(不服申立てに関する調査審議の会議の非公開)

第26条 第15条第2項の規定による諮問及び同条第3項の規定による求めに応じ、審査会が調査審議する会議は、公開しない。

(不服申立ての制限)

第27条 この条例の規定により審査会又は委員がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(答申書の送付等)

第28条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(審査会への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

## 【趣 旨】

本各条は、第15条に規定する諮問に応じて審議するため、情報公開審査会の設置並びにその組織及び運営に関する事項について定めたものである。

## 【解 釈】

### 第17条第1項関係

- 1 審査会は、第15条第1項に規定する不服申立てに関する諮問及び求めに応じて審議するため設置するものであり、法的には地方自治上の市長の諮問機関として位置付けられるものである。
- 2 審査会の設置方法としては、実施機関ごとに審査会を設置することも考えられるが、判断の統一を図るため、これを一元的に設置することとし、各実施機関がそれぞれ諮問することとしたものである。

### 第17条第2項関係

- 1 審査会は、前項の規定によるする不服申立てについての審査をするほか、制度の運営に関する重要な事項について各実施機関に意見を述べることを可能としたものである。
- 2 「情報公開の制度の運営に関する重要事項」とは、公文書の公開・非公開基準や組織及び手続のあり方など、情報公開制度の運営、改善及び総合的な推進に係る全般的で基本的な事項をいう。

#### 第17条第3項関係

審査会は、合議体とし、5人以内の委員により組織とするものである。

#### 第18条第1項関係

審査会の職務は、実施機関が処分決定したことについての当否を審議するものであるので、委員は、情報公開制度に関する識見を有し、かつ、公正な判断をなし得る者のうちから市長が選任するものとしている。

#### 第18条第2項関係

委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、任期中に委員が欠けた場合は、後任を選任するものであるが、この後任の委員の任期は、前任委員の残任期間とするものである。

#### 第18条第3項関係

委員の再任は妨げないとするものである。

#### 第18条第4項関係

「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」とは、特別職である附属機関の委員には、法令上守秘義務について定めた明文規定がないので、審査会の委員の職務にかんがみ、一般職の公務員と同様の守秘義務を課すことを、条例上定めたものである。

#### 第21条第1項関係

審査会において迅速で適切な判断が行えるようにするため、審査会委員が不服申立てに係る公文書を実際に見て（インカメラ審査）非公開とする理由となる情報が記録されているかの判断や公開範囲が適切かどうか等について審理することが適当であることから、審査会は、必要があると認めるときは、「開示決定等に係る公文書」そのものについて諮問実施機関に対し、提示を求めることができることを明記したものである。

#### 第21条第2項関係

諮問実施機関に対し、審査会から前項の規定による求めがあったときは、審議の公平性の観点から、必ず当該公文書を提出しなければならない義務を課したものである。

#### 第21条第3項関係

「必要があると認めるとき」とは、当該公文書に記録されている情報の性質、当該事案の証拠関係等に照らし、審査会が当該公文書を実際に見分したとしてもなお生ずる適切な判断の困難性がある場合をいう。

#### 第21条第4項関係

「その他必要な調査」とは、専門家から意見を聴取するなど審査会が審議の参考とするためにする調査をいう。

#### 第23条関係

「意見書又は資料を提出することができる。」とは、不服申立人等が、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる権利を付与したものである。

#### 第29条関係

情報公開審査会の運営に関し、第17条から第28条までの規定のほか、必要な事項は、会長が審査会に諮って定めるということである。

### 【運用】

審査会の庶務は、政策課が担当する。

### 第30条（他の制度等との調整）

第30条 この条例の規定は、他の法令等の定めるところにより、閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付を受けることができる公文書については、適用しない。

2 この条例の規定は、前項に規定するもののほか、市の図書館その他の施設において、現に市民の利用に供することを目的としている公文書については、適用しない。

#### 【趣 旨】

本条は、他の法令等に閲覧等の手続が定められている公文書及び市の図書館等で市民の利用に供することを目的として管理している公文書については、この条例を適用しないことを定めたものである。

#### 【解 釈】

##### 第1項関係

- 1 「他の法令」とは、法律、政令、省令、その他の命令及びこの条例以外の条例、規則等をいう。
- 2 「閲覧」とは、一般に、申出により台帳、名簿その他の文書の記載事項を調べる場合をいう。
- 3 「縦覧」とは、一般に、申出により台帳、名簿その他の文書について、異議の申出等の機会を与える等の目的で広く一般に見せる場合をいう。
- 4 他の法令等に閲覧等の手続が定められている場合であっても、次のような請求があった場合においては、本条例が適用されるものである。この場合においては、当該法令等の趣旨を踏まえて公開に応ずるか否かを判断するものとする。
  - (1) 法令等が請求者の範囲を限定している場合において、当該請求者以外のものから公文書の公開請求があったとき。
  - (2) 法令等が閲覧等の期間を限定している場合において、当該機関外に公文書の公開請求があったとき。
  - (3) 法令等が閲覧等の対象公文書を限定している場合において、当該公文書以外の公文書の公開請求があったとき。
  - (4) 法令等が閲覧又は縦覧の手続についてのみ定めている場合において、公文書の写しの交付の請求があったとき。
  - (5) 法令等が謄本、抄本その他の写しの交付の手続についてのみ定めている場合において、公文書の公開のうち閲覧の請求があったとき。

##### 第2項関係

- 1 「その他の施設」には、公民館、児童館、生涯学習センター（ふれあいエスプ塩竈）等をいう。
- 2 本条に規定する図書等は、「市民の利用に供することを目的として管理している公文書」に限られ、図書館等の公文書であっても、当該施設において一般行政事務のために作成し、

又は取得した公文書は、本条例が適用となるものである。

## 【運用】

他の法令等に閲覧等の手続が定められているものの例示は、次のようなものがある。

### 1 閲覧の手続を定めているもの

- (1) 住居表示台帳又はその写し(住居表示に関する法律第9条第2項)
- (2) 地価公示台帳, 地価公示図書(地価公示法第7条第2項)
- (3) 住民基本台帳又はその一部の写し(住民基本台帳法第11条関係)
- (4) 道路台帳(道路法第28条第3項)
- (5) 公共下水道台帳(下水道法第23条第3項)
- (6) 都市公園台帳(都市公園法第17条第3項)
- (7) 建築計画概要書及び築造計画(概要)書(建築基準法第93条の2関係)
- (8) 選挙人名簿の抄本(公職選挙法第29条第2項関係)
- (9) 選挙運動に関する収支及び支出報告書(公職選挙法第192条第4項)
- (10) 当該事案についてした調査の報告に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料(行政手続法第18条第1項, 行政手続条例第18条第1項・第29条)
- (11) 聴聞の審理の経過を記した調書, 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書(行政手続法第24条第4項, 行政手続法第18条第1項)

### 2 縦覧の手続を定めているもの

- (1) 固定資産課税台帳(地方税法第415条第1項)
- (2) 都市計画の案(都市計画法第17条第1項)
- (3) 都市計画の決定図書又はその写し(都市計画法第20条第2項)
- (4) 公共下水道の共用又は下水の処理関係, その区域の図面(告示)(下水道法第9条第1項)
- (5) 市街地再開発事務事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書(都市再開発法第55条第2項)
- (6) 選挙人名簿(公職選挙法第23条第1項)
- (7) 申請・認可に係る建築協定書(建築基準法第71条及び第73条第3項)

### 3 謄本, 抄本その他の写しの交付の手続を定めているもの

- (1) 住民票の写し(謄本, 抄本)又は住民票に記載した事項に関する証明書(住民基本台帳法第12条第1項)
- (2) 戸籍原本の写し(謄本, 抄本)(戸籍法第10条第1項)
- (3) 除籍簿(改正原戸籍も含む)(謄本, 抄本)(戸籍法第12条の2第1号)
- (4) 納税証明の交付(地方税法第20条の10)
- (5) 当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面(行政手続条例第33条第2項)

### 第31条（公文書の検索資料の作成等）

第31条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

#### 【趣 旨】

本条は、公文書の公開を請求する市民の利便を図るため、公文書の目録等公文書の検索に必要な資料を作成し、市民等一般の利用に供することを、実施機関の責務として定めたものである。

#### 【解 釈】

- 1 「公文書の検索に必要な資料」とは、実施機関の各課において作成する文書分類表、文書件名目録等をいう。
- 2 「一般の利用に供する」とは、文書分類表、文書件名目録等を情報公開コーナー（総合窓口）に備え、閲覧できるようにしておくことをいう。

#### 【運 用】

実施機関が管理している公文書は大量であり、請求者が単に検索資料から求める公文書を特定することは相当の困難を要すると考えられる。したがって、実施機関の職員は、請求者の意向を十分に把握し、求める内容を正確に聴取して行うことが必要である。

### 第32条（実施状況の公表）

第32条 市長は、毎年度、各実施機関における公文書の公開について実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

#### 【趣 旨】

本条は、市長の責務として、公文書の公開の実施状況の公表について定めたものである。

#### 【解 釈】

本条は、各実施機関の公文書の公開の実施状況を把握し、公文書公開制度の適正な運営を図るとともに、この制度に対する市民の理解を深めるため、市長の責務として、毎年1回、これを公表しなければならないとしたものである。

#### 【運 用】

- 1 実施状況の主な公表事項は、次のとおりである。
  - (1) 請求の件数
  - (2) 公文書の公開決定等の件数
  - (3) 不服申立ての件数及びその処理状況
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 公表の方法は、毎年度初めに前年度の実施状況について、「広報しおがま」への掲載により行うものとする。

### 第33条（情報の提供）

第33条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書の公開を行うほか、市政に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。

#### 【趣 旨】

本条は、情報提供に関する実施機関の努力義務について定めたものである。

#### 【解 釈】

- 1 情報提供は、公文書の公開と相互に補完し合う関係にあるものであり、実施機関は、この条例に基づく情報公開と併せて、積極的に情報の提供に努めなければならない。
- 2 「市政に関する情報を積極的に提供する」とは、市民からの公開請求を待つまでもなく、実施機関が自らの意思で積極的にその保有する市政に関する情報を市民に提供する場合及び市民の求めに応じて情報を提供することをいう。

#### 【運 用】

- 1 担当課においては、その主管する事務事業に関し情報提供が可能なものについては、積極的に情報の提供に応じるよう努めるものとする。
- 2 情報公開コーナーにおいては、公開の請求のあった情報があらかじめ収集した行政資料等で対応できるときは、公開請求を待つことなく、積極的に情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 3 政策課長は、情報の公開請求の内容を分析し、各実施機関に対して、市民の必要とする市政情報を積極的に提供しよう、情報提供施策の拡充に努めなければならないものとする。

## 第34条・第35条（出資団体等及び指定管理者の責務）

### （出資団体等の責務）

第34条 市が出資、出捐又は補助金等（補助金、助成金その他これらに類するものをいう。以下同じ）の交付を行う団体（以下「出資団体等」という。）は、当該出資、出捐又は補助金等の公共性にかんがみ、この条例の趣旨に即し、当該出資団体等の保有する情報を自ら積極的に公開するよう努めなければならない。

### （指定管理者の責務）

第35条 市が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理を行う指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、この条例の趣旨に即し、当該施設の管理に係る情報を自ら積極的に公開するよう努めなければならない。

### 【趣旨】

本条は、市から出資、出捐又は補助金等を受けた団体及び市が設置する公の施設の管理を行う指定管理者についても、出資等の公共性にかんがみ、情報の公開を推進すべきであることから、出資団体等の情報の公開に関して定めたものである。

### 【解釈】

市政運営の透明性の一層の向上を図るためには、実施機関のみならず、市から出資、出捐等の財政的援助等を受け市政の補完的役割を果たしている団体及び市が設置する公の施設の管理を行う指定管理者においても、情報の公開が行われることが必要であることから、出資団体等の保有する情報の公開に努める必要があることを明らかにしたものである。

### 第36条（委任）

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

#### 【趣 旨】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項を定める権限を各実施機関に委任することを定めたものである。

#### 【運 用】

この条例の施行にあたっては、各実施機関によって制度の運営に相違が生ずることのないよう十分留意する必要がある、規則等の制定・改廃にあたっては実施機関相互に十分連絡調整を行うものとする。

## 第37条（罰則）

第37条 第18条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

### 【趣旨】

本項は、情報公開審査会委員の守秘義務違反に対する罰則を定めるものである。

### 【解釈】

- 1 「秘密」とは、「一般的に了知されていない事実であって、それを一般に了知させることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものをいう。」とされている。
- 2 審査会の委員は、その審議の場合において、不服申立て事案では、不服申立てに係る公文書を実際に見て（インカメラ審査）非公開とする理由となる情報が記録されているかの判断や公開範囲が適切かどうか等について審理し、また、条例の各諮問事項等の審議でも、その審理の過程において、職務上様々な秘密を知り得ることになることから、職務上知り得た秘密が対象とされる。

## 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) この条例施行の日以後に作成し、又は取得した公文書

(2) この条例施行の前日に作成し、又は取得した公文書で目録が整備されたもの

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中予防接種事故対策委員会の委員の項の次に次のように加える。

情報公開審査会の 委員	”	7,500”	
----------------	---	--------	--

### 【趣 旨】

附則は、この条例の施行期日及び関係条例の一部改正について定めたものである。

### 【解 釈】

#### 第1項関係

本項は、この条例の施行期日を定めたものである。

#### 第2項関係

1 本項は、この条例の適用を受ける公文書の範囲を定めたものである。

2 「目録」とは、第18条の規定により作成する文書件名目録をいう。

#### 第3項関係

本項は、第13条から第16条に規定する情報公開審査会の委員に係る報酬等について定めるため、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正を行うものである。

### 【運 用】

実施機関は 附則第2項に該当しない公文書に対し公開の請求があったときは、可能な限り、任意的な公開を行うよう努めるものとする。